

議案第6号資料

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）及び被扶養者とする。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及び日本国内に住所を有するその児童</u></p> <p>(2) <u>市内に住所を有する養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>都道府県又は他の市町村（特別区を含む。）が実施する制度により重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>医療費助成金の支給を受けることができない</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項において<u>受給者証を交付しないことを決定したときは</u>、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 ひとり親等は、その家庭の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>鶴ヶ島市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する</u>次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）及び被扶養者とする。</p> <p>(1) <u>ひとり親家庭の父又は母及び児童</u></p> <p>(2) <u>養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>対象者としない</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項において<u>対象者でない</u>と決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 ひとり親等は、その家庭に<u>属する受給者</u>の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。</p>